

飲食店への営業時間の短縮要請等の検証について

～他府県の事例をもとに～

滋賀県

(令和3年7月20日)

目次

1. はじめに
2. 飲食店への時短要請の法的枠組みについて
3. 飲食店への時短要請の検証方法
4. 大阪府における飲食店への時短要請の内容
5. 大阪府の感染動向
6. 京都府における飲食店への時短要請の内容
7. 京都府の感染動向
8. 奈良県における飲食店への時短要請の内容
9. 奈良県の感染動向
10. 和歌山県における飲食店への時短要請の内容
11. 和歌山県の感染動向
12. 効果の地域差について
13. 評価
14. まとめ

1 はじめに

- 飲食店への営業時間の短縮要請（以下「時短要請」という。）については、経済活動への影響や私権の制約につながることも踏まえ、感染状況に応じた選択肢として慎重に検討してきた。
- これまでの感染拡大期においては、県民の皆様のご協力のもとより、医療、検査、調査体制を強化することにより、こうした措置をとることなく対応してきた。
- 感染状況が比較的、落ち着いている今こそ、感染拡大の波をさらに低く抑える対策として、飲食店への時短要請の有効性について、検討し、今後の感染拡大に備えたい。
- そこで、本県独自に他府県の事例等について、飲食店への時短要請等と新規感染者数の推移に着目して分析を行うこととした。なお、国の公表資料も一部参照している。

2 飲食店への時短要請の法的枠組みについて

● 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく要請の種類

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）に基づき、国の交付金（協力要請推進枠）を活用して行う飲食店への時短要請等については、①法第24条第9項に基づく協力要請、②まん延防止等重点措置、③緊急事態措置の3つがある。
- 感染拡大時は、①により感染拡大を抑えることに取り組み、さらに拡大が続く場合に、②、③と段階的に対策を強化するという流れを国は想定している。

		根拠	内容	備考
①	一般的な協力要請	i. 法第24条第9項	i. 営業時間の短縮要請および休業の要請 (命令はできない)	各府県が独自に実施するもの
②	まん延防止等重点措置	i. 法第31条の6第1項 ii. 法第31条の6第3項	i. 営業時間の短縮要請 ii. 営業時間の短縮命令 (休業要請はできない)	政府対策本部長が公示した期間および区域内において実施
③	緊急事態措置	i. 法第45条第2項 ii. 法第45条第3項	i. 営業時間の短縮要請および休業の要請 ii. 営業時間の短縮命令および休業の命令	政府対策本部長が公示した期間および区域内において実施

➤ ②、③においては、人と人との接触機会の低減および施設に人が集まり、感染リスクが高いと指摘されている会食につながることの防止のため、大規模集客施設等について時短要請や休業要請を行うこととなる。

3 飲食店への時短要請の検証方法

【検証方法】

- 今回の分析では、飲食店への時短要請やまん延防止等重点措置、緊急事態宣言が発出された後、効果が現れると考えられる一定期間経過後の新規感染者数の推移を観察
- 感染から発症までの期間、加えて発症から患者が診断を受けるまでの報告の遅れを鑑みて、**効果が現れるまでの期間を14日と仮定**する。

(参考：国立感染症研究所、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード・データ解析チーム「まん延防止等重点措置と緊急事態宣言が新型コロナウイルス感染症の流行動態に及ぼした効果に関する定量的評価（暫定版）」)

- 本県と比較検討のため、ほぼ同時期に感染拡大を迎える近隣府県のうち、本県が特に影響を受けると考えられる**大阪府・京都府**、大都市圏との関わりが本県と類似している**奈良県・和歌山県**の時短要請や新規感染者数の情報を収集し、分析を実施する。

【留意すべき点】

- 今回の分析では、飲食店への時短要請やまん延防止等重点措置、緊急事態宣言と新規感染者数の推移のみを見ており、季節変動、ゴールデンウィーク、ワクチン効果や酒類の提供など新規感染者数の推移に関連する可能性のある他の要因については考慮できていない。
- 対策の効果は相互効果の結果であるため、飲食店への時短要請およびその他の感染拡大防止策それぞれの効果を過大および過小評価している可能性がある。

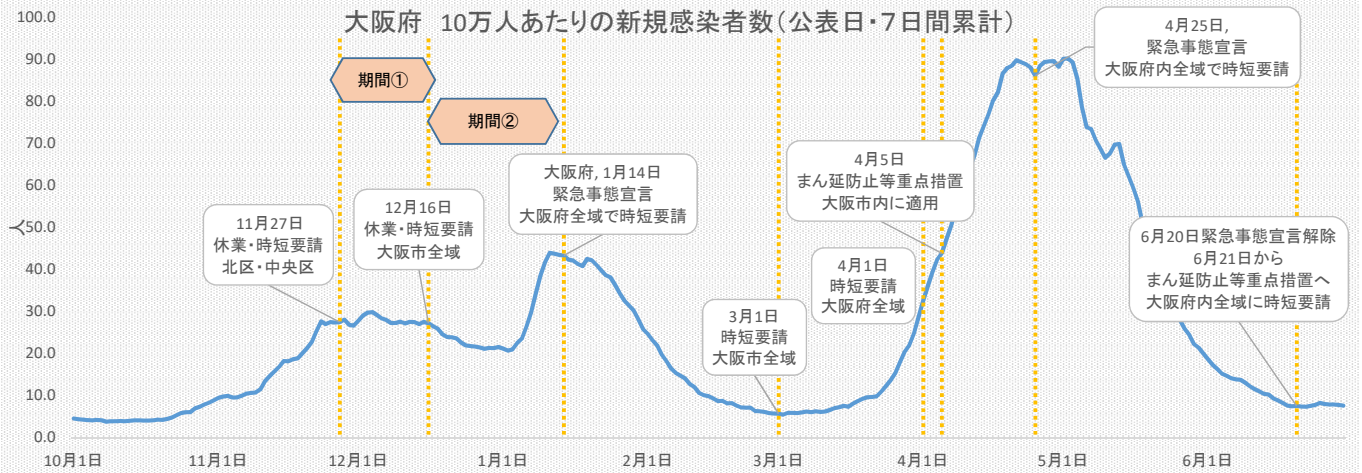
4 大阪府における飲食店への時短要請の内容（1）

期間	国措置対象	根拠	対象施設	要請内容	対象地域	
① 11月27日～12月15日 (20日間)	—	法第24条第9項	接待を伴う飲食店	業種別ガイドラインを遵守していない施設	休業要請	<ul style="list-style-type: none"> 大阪市北区 大阪市中央区
				遵守している施設	時短要請 (5～21時)	
② 12月16日～1月13日 (29日間)	—	法第24条第9項	接待を伴う飲食店	業種別ガイドラインを遵守していない施設	休業要請	大阪市全域
				遵守している施設	時短要請 (5～21時)	
③ 1月14日～2月28日 (46日間)	緊急事態措置	法第24条第9項	【飲食店】 飲食店、喫茶店等 【遊興施設】 バー、カラオケ等、飲食店営業許可店舗	時短要請 (5～20時) 酒類の提供 (11時～19時)	大阪府全域	
④ 3月1日～3月31日 (31日間)	—	法第24条第9項	【飲食店】 飲食店、喫茶店等 【遊興施設】 バー、カラオケ等、飲食店営業許可店舗	時短要請 (5～21時) 酒類の提供 (11時～20時30分)	大阪市全域	

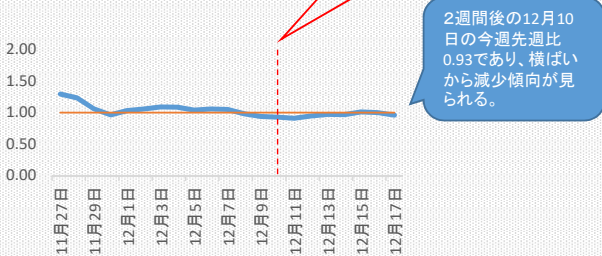
4 大阪府における飲食店への時短要請の内容（2）

期間	国措置対象	根拠	対象施設	要請内容	対象地域
⑤ 4月1日～4月4日 (4日間)	—	法第24条第9項	【飲食店】 飲食店、喫茶店等 【遊興施設】 バー、カラオケ等、飲食店営業許可店舗	時短要請 (5～21時) 酒類の提供 (11時～20時30分)	大阪府全域
⑥ 4月5日～4月24日 (20日間)	まん延防止等重点措置	法第31条の6第1項	【飲食店】 飲食店、喫茶店等 【遊興施設】 バー、カラオケ等、飲食店営業許可店舗	時短要請 (5～20時) 酒類の提供 (11時～19時)	大阪市全域 (重点措置区域)
		法第24条第9項		時短要請 (5～21時) 酒類の提供 (11時～20時30分)	大阪市以外
⑦ 4月25日～6月20日 (57日間)	緊急事態措置	法第45条第2項	【飲食店】 飲食店、喫茶店 【遊興施設】 バー、キャバレー、ナイトクラブ 【カラオケ】 カラオケ店	時短要請 (5～20時) ※酒類の提供禁止	大阪府全域

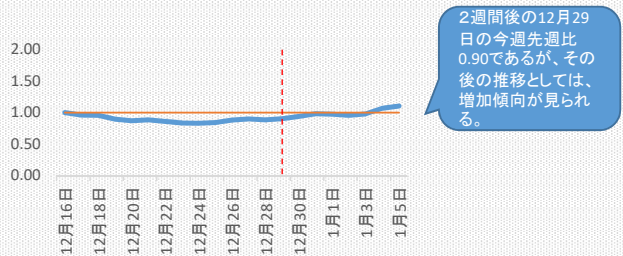
5 大阪府の感染動向（1）



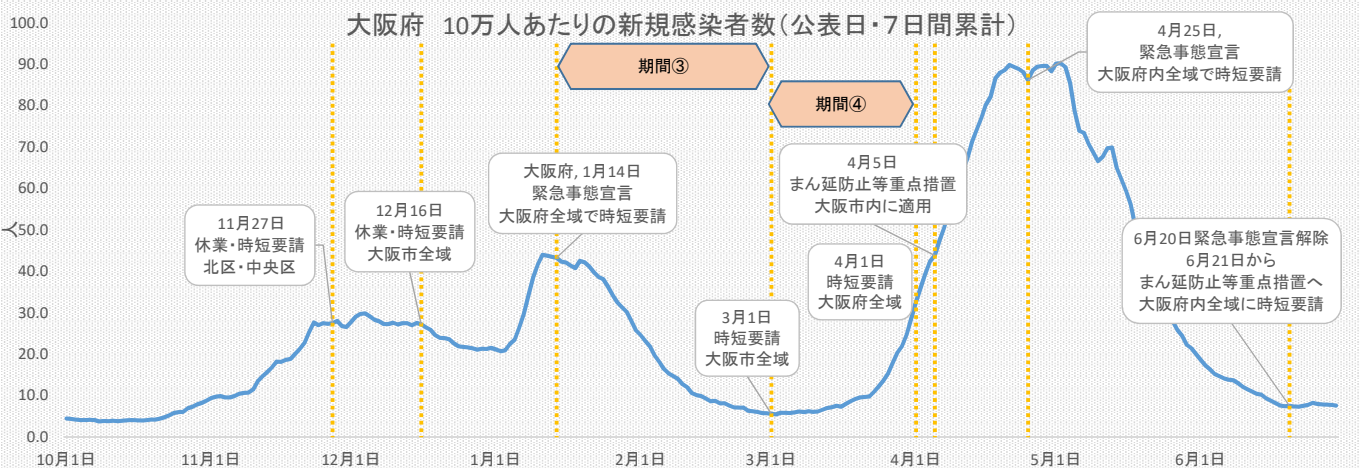
① 休業・時短要請(11月27日～) 今週先週比の推移



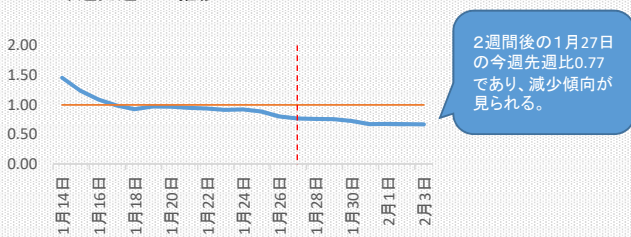
② 休業・時短要請(12月16日～) 今週先週比の推移



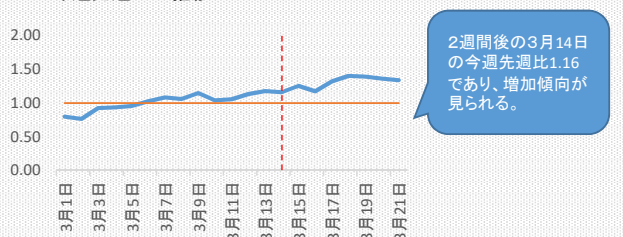
5 大阪府の感染動向（2）



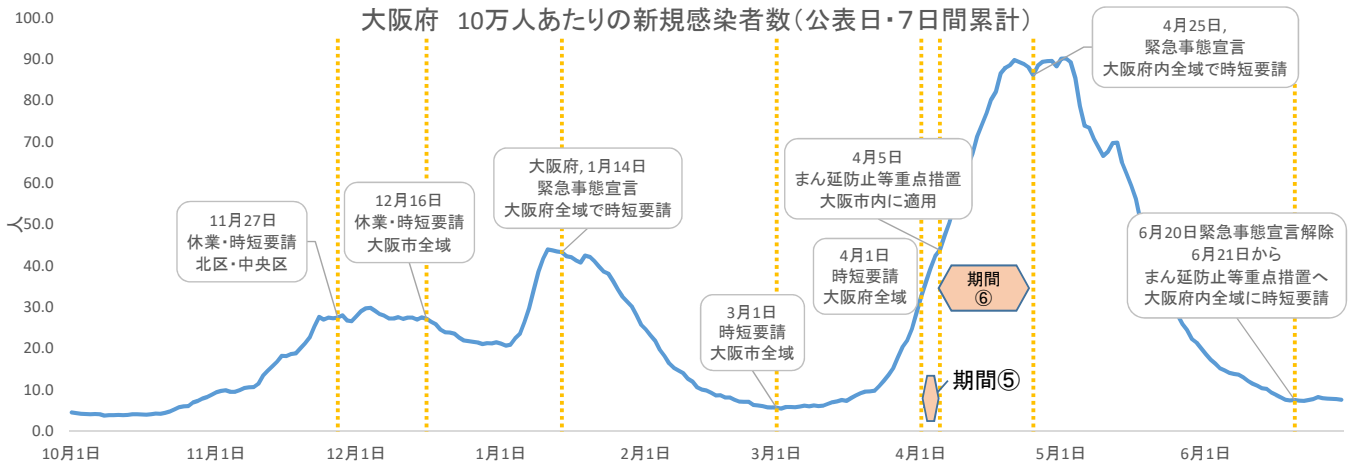
③ 緊急事態宣言(1月14日～) 今週先週比の推移



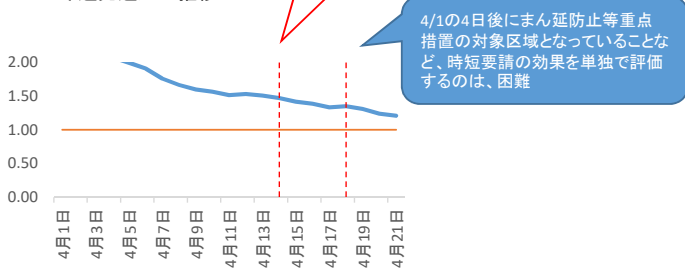
④ 時短要請(3月1日～) 今週先週比の推移



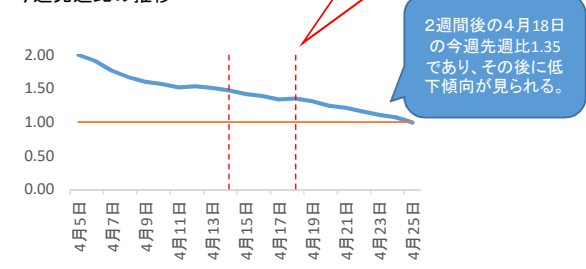
5 大阪府の感染動向（3）



⑤ 時短要請(4月1日～) 今週先週比の推移



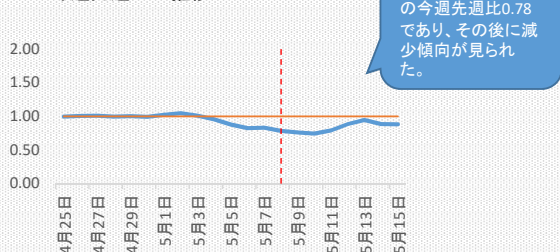
⑥ まん延防止等重点措置(4月5日～) 今週先週比の推移



5 大阪府の感染動向（4）



⑦ 緊急事態宣言(4月25日～) 今週先週比の推移



【まとめ】 今回の分析では、

- 大阪市全域に対しては12月16日（北区・中央区は11月27日）から継続して時短要請をされていることから、大阪市への時短要請と新規感染者数の推移については関係性が乏しい。
- 時短要請の2週間程度経過後に新規感染者数の明確な減少傾向は認めなかった。
- まん延防止等重点措置や緊急事態宣言後の2週間程度経過後に新規感染者数が減少傾向を認めた。